

コソダテノシンリ (3)

中谷陽輔

連載第3回目です。今回は、昨今話題の「こども家庭庁」について書いてみました。

“こどもまんなか”と謳う「こども家庭庁」が発足して2か月ほど。前回に続けてとなり、少々くどくなってしまうかもとは思いつつ、「コソダテノシンリ」を謳う本連載としても、その動きはスルーできない(!?)ので、再び「コソダテ」を取り巻く施策の動きとも関連させながら、こども家庭庁について書いていきたいと思えます。

こども家庭庁の設置目的と役割

こども家庭庁は、これまで複数の省庁に分かれていた子ども政策の司令塔機能を一本化することを目的に設置されました。

具体的には、子ども虐待や母子保健は厚生労働省(子ども家庭局)、子どもの貧困や少子化対策に関しては内閣府(子ども・子育て本部)、といったようにわかれていた部署が、こども家庭庁に移管されることとなります。また、子どもの教育に関しては引き続き文部科学省が主に担当するものの、いじめなど重大事案に関しては、こども家庭庁と文部科学省が情報交換しつつ協力・連携して対応に当たることになっています。

加えて、こども家庭庁は、首相直属の機関として位置づけられており、他省庁への勧告権をもつ内閣府担当ポスト(子ども政策を担当する内閣府特命担当大臣)を新設してこども家庭庁に付与することで、他省庁が講じた措置について報告を求められることができるようになっています。

このように、こども家庭庁には、縦割りを打破して支援の抜け落ちを防ぎつつ、子どもの最善の利益につながるための政策充実に向けた役割が期待されています。

子どもと家庭にかかわる支援機関の「まんなか(center)」とは

[前回の拙稿](#)でも少し触れたように、こども家庭庁のロゴマークには、“こどもまんなか”という文字が、温かみのあるオレンジ色で描かれています。そして、何かの真ん中や中心となる点・人物・機関は英語で「center」と訳されます。ただ、上述のように、子どもと家庭の支援機関としての「center」は、これまで複数存在していました。

代表的なものとしては児童相談所。英語では「child guidance center」とか「child c

onsultation center」と訳すことができるようです。また、「子ども家庭センター」、「こども家庭センター」と正式に名付けている児童相談所もあります(2023年5月現在で、大阪府、兵庫県、広島県など)。

ちなみに、私が勤めている社会福祉法人では、「児童養護施設」「乳児院」に加えて、1997年(平成9年)の児童福祉法改正によって新たに制度化された「児童家庭支援センター(Child Family Support Center)」が設置されています。「児童家庭支援センター」は、子どもや育児に関する相談援助を主に担ってきた児童相談所がパンク状態になってきたことを背景に、地域に密着したよりきめ細やかな相談支援を行う児童福祉施設として設置された、児童家庭福祉に関する地域相談機関です(cf. 厚生労働省, 1998, 2020; 全国児童家庭支援センター協議会 HP)。

また、1993年(平成5年)から保育所において地域の子育て家庭等に実施されてきた「地域子育て支援センター事業」は、2007年(平成19年)に「地域子育て支援拠点事業」に再編されつつ児童福祉法上の事業に位置づけられました。現在も、つどいの広場や児童館とともに、子育て中の親子が気軽に集まり、お互いに交流したり、子育ての不安・悩みを相談できる場として機能しています(cf. 厚生労働省, 2007; 内閣府, 2009)。

他にも支援拠点としては、2016(平成28年)の児童福祉法改正により「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が自治体の努力義務となっています。こちらの拠点は、ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行うものとなっています。(cf. 厚生労働省, 2017a)。

そして、2017年(平成29年)に改正された母子保健法に基づき設置されている「子育て世代包括支援センター」(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)。保健師など専門スタッフが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供することを目的として、設置が自治体の努力義務となっています(cf. 厚生労働省, 2017b)。

…これくらいにしておきますが、子どもや家庭に関して、本稿でまだ述べていない「センター」はいろいろとあります。それこそ各種の相談窓口としても、〇〇センターと名の付くものは全国各地に数多あります(cf. こども家庭庁, 2023)。さらに、これらの役所内の窓口は、こども課、子育て支援課、こども支援課、子ども家庭支援課、母子保健課、福祉課、健康推進課、福祉事務所、など自治体によっても名称が異なったりもします。

そういった状況を揶揄したいわけではありません。私自身、イチ保護者として、子どもに関することで役所に行くときには、健診ハガキの送付元や、保育所申込み先の窓口を調べていったりはしつつ、どういうとき、どこに行くのかは手探りだった記憶があります。どの支援機関も、必要性に応じて設置されてきたであろう一方で、一個人としては、なかなか必要な支援機関の見極めにくさを感じてしまっても無理ない状況だったと思います。

子どもと家庭にかかわる支援機関の、拡散と収束

ここまで、子どもや家庭にかかわる省庁や支援機関について、どこがまんなか(center)なのか、ある意味で「拡散」していたともいえる状況を述べてきました。

かたや、行政の縦割りを打破していき、その中枢としての司令塔機能を担うこども家庭庁。ちなみに英語では「Children and Families Agency」だそうです。そこは center じゃないんかい！というツッコミをさせてくれるところが絶妙です。

・・・そんな冗談はさておき、こども家庭庁による大きな変革の一つとして、「こども家庭センター」の設置が挙げられます。

油断させておいて、結局また「センター」かいな！！とツッコんだのは、新聞の見出しを読んだかつての私です。念のため。

「こども家庭センター」は、すでに述べた、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」、および母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」を、関連法案の改正を通して一本化していく機関とされます。いわば収束・集約の方向によるものです。

「子ども家庭総合支援拠点」は、虐待・貧困などの問題を抱えた子どもや家庭を支援する機関、「子育て世代包括支援センター」は、妊産婦や乳幼児の保護者を支援する機関、といった大まかな違いはありましたが、重複するケースもありながら、根拠法や機関そのものが異なるため、連携が取りづらい構造がありました。

それらが、こども家庭庁の所管として、「こども家庭センター」として統合され、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関となります。具体的な動きとしては、2024年4月以降の設置を目指し、各自治体に努力義務を課すものとなっています（cf. 厚生労働省, 2022）。

拡散と収束、というテーマからは、心理学を学んだ端くれとして、拡散的思考（発散的思考； Divergent thinking）および収束的思考（集中的思考； Convergent thinking）が思い浮かびます。拡散的思考と収束的思考という用語は、1956年に知能研究の第一人者の J. P. Guilford が生み出しました。

それら是对極的にあるとされることが多く、例えば、拡散的思考には創造性が、収束的思考には論理性が必要とされます。他にも、拡散的思考は一つの問題に対して複数の解決のアイデアを生み出すもの、いわば可能性を広げて探るもの、である一方で、収束的思考はある問題に対する適切な解決法を見出すもの、いわば可能性を絞り込むもの、とされたりします。

これらを活かした問題解決の段階としては、拡散的思考で、多種多様な発想やアイデアを出していき、収束的思考で、解決目標や価値と照らし合わせてそれらの発想やアイデアを評価・検証して絞っていく、という流れがあります。誤解のないように述べたいのですが、拡散的

思考も収束的思考も、いずれも最適な解決にいたるための思考法であり、問題の質や状況による使い分けが必要です。

そのように考えると、子どもと家庭に関わる支援機関があちこちに様々な形で、ある意味で「拡散」するかのように作られてきていたのは、各所での多様なニーズへの解決を模索するプロセスにおいて、いわば子どもと家庭の実態に応じる中での、自然な動きだったといえるかもしれません。

それが、今は「収束」の段階として、こども家庭庁にまとめ上げられながら、子どもと家庭を真に支援するというのはどういうことか、という壮大なテーマを解決するための動きが問われている。…そのための“こどもまんなか”という理念。

だとすると、これまで子どもと家庭にかかわる「センター」に戸惑っていたかつての自分も、大きな流れの中に位置づけられるような気が…しませんかね。どうでしょうね。

とにもかくにも、そういった大きな流れの中で、一人でも多くの子どもや保護者が、さらなる混乱やたらい回しなどによって支援から抜け落ちることなく適切に支援されますように、と願いつつ、次稿は私自身がそろそろ流れを抜けて、こども家庭庁以外の話題について書こうと思っている、ということも付記しつつ、本稿を終えようと思います。

【引用・参考文献】

- ・ こども家庭庁（2023）. 相談窓口 こども家庭庁 Retrieved May 25, 2023 from <https://www.cfa.go.jp/children-inquiries/>
- ・ 厚生労働省（1998）. 児童家庭支援センターの設置運営について（児発第三九七号通知）厚生労働省 Retrieved May 25, 2023 from https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9237&dataType=1
- ・ 厚生労働省（2007）. 地域子育て支援拠点事業：実施のご案内 こども家庭庁 Retrieved May 25, 2023 from https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/321a8144-83b8-4467-b70e-89aa4a5e6735/9c4ab7a7/20230401_policies_kosodateshien_shien-kyoten_16.pdf
- ・ 厚生労働省（2017a）. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について 厚生労働省 Retrieved May 25, 2023 from <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf>
- ・ 厚生労働省（2017b） 子育て世代包括支援センター業務ガイドライン 厚生労働省 Retrieved May 25, 2023 from <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku>

[ouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidora-in.pdf](https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/shisetsu-gaiyou/ouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidora-in.pdf)

- ・ 厚生労働省 (2020). 社会的養護の施設等について こども家庭庁 Retrieved May 25, 2023 from <https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/shisetsu-gaiyou/>
- ・ 厚生労働省 (2022).令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法について:自治体向け改正児童福祉法説明会資料【資料 1】改正児童福祉法について 子ども家庭庁 Retrieved May 25, 2023 from https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/5b2c20ea/policies_jidougyakutai Revised-Child-Welfare-Act 04.pdf
- ・ 内閣府 (2009). 平成 21 年度版 少子化社会白書:第3節 地域における子育て支援拠点等の整備及び機能の充実を図る 内閣府 Retrieved May 25, 2023 from <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2009/21webhonpen/html/i2403000.html>
- ・ 全国児童家庭支援センター協議会 HP Retrieved May 25, 2023 from <https://zenjikasen.com>

<プロフィール>

児童福祉施設の相談員。資格は、公認心理師、社会福祉士、臨床発達心理士など。
大学院に進学後、研究者の道から方針転換して子ども福祉臨床の現場に飛び込み、
早 10 年強。現在、仕事でもプライベートでも、子育て&子育て支援まみれの日々を送っている。
プライベートでの子育てやらをめぐる由無し事を、ブログに月数回、不定期投稿中。
(<https://childcare-support.hatenablog.jp/>)